

第6回 寝屋川市保育所民営化に係る  
事業者選定委員会会議録

1 日時

平成26年2月6日（木）午前10時～午前11時

2 場所

保健福祉センター5階 会議室1・2

3 出席委員（5名）

安藤委員、高橋委員、木村委員、吉本委員、森田委員

4 欠席委員

なし

5 会議次第

- (1) 評価の方法
- (2) 評価点数表の記入
- (3) 選定評価結果の発表
- (4) 事業者選定結果報告書の作成
- (5) その他

## 会議録

委員長：第6回事業者選定委員会をはじめ。本日も、次第にしたがって会議を進行する。

それでは次第1「評価の方法」に入りたいと思う。事務局より評価方法などの説明をしていただく。

事務局：今回、委員別に各法人の評価点数表をお配りしている。点数を記入していただく時間は30分程度を考えている。すべての事業者のすべての項目について評価点数を記入していただきたい。評価点数表中の様式番号は参考に記載しているが、1～5の項目についても実際のヒアリング内容を加味して点数をつけていただきたい。評価点数表の記入が終われば、事務局が評価点数表を回収し、集計する。集計には少し時間をいただく。事務局で各委員の点数入力が終われば、集計結果を皆様に配付し、委員長から移管先事業者候補を発表していただく。また、委員の点数などの結果報告書は情報公開の対象になる。情報公開の方法としては、今のところは委員氏名を伏せた上で、開示請求があれば開示することになると思うが、今後の開示方法については未定。ここで、第1回選定委員会で委員の皆さんに決めていただいた、最終の決定方法について確認しておく。お配りしている資料をご覧いただきたい。まず、移管先事業者候補は、各委員がつけた点数を単純に積み上げた合計点数で選定する。最低基準の考え方として合計点数が300点に満たなければ、移管先事業者に選定しない。また、合計点数が同点の場合は、最高点をつけた委員の数が多いほうを選定する。事業者決定後に辞退されることを想定して、移管先事業者候補とは別に次点と次々点も決めておく。以上。

委員長：今の事務局からの説明で何かご意見はあるか。また、最終の決定方法についての確認があったが、よろしかったか。

<意見なし>

委員長：よろしければ、次第2「評価点数表の記入」に入りたい。これまでの作業の中で、ある程度各応募事業者の評価はしていただいていると思うが、これから点数表のすべての項目について記入していただきたい。

<点数記入>

委員長：評価点数表への記入は終わったか。記入漏れないか再度、ご確認いただきたい。

<確認>

委員長：すべての事業者に対する委員の皆さんの評価点数表の記入も終了したようなので、皆さんの評価点数表を事務局に回収していただく。

<評価点数表回収>

委員長：集計結果がでるまでしばらくお待ちいただきたい。

<評価点数の集計>

事務局：集計ができたので、これから事務局より選定評価結果を配付する。

<応募事業者選定評価結果の配布>

事務局：選定評価結果は、各委員がどのような評価点数を入れたのか、他の委員にはわからないように順不同としている。

委員長：配布していただいた選定評価結果にご意見はないか？

<意見なし>

事務局：それでは、委員長から選定評価結果を報告していただく。

委員長：次第3「選定評価結果の発表」に入りたいと思う。五十音順で選定評価結果を発表する。市立ひなぎく保育所移管先候補「社会福祉法人 寝屋川福祉会」440点、「〇〇〇〇」411点、「●●●●●」388点。選定評価の結果、社会福祉法人 寝屋川福祉会となった。これを選定委員会としての決定とする。次に次第4「事業者選定結果報告書の作成」に入る。これについて、事務局より説明願う。

事務局：事務局より事業者選定結果報告書（案）を作成しているので、配付する。

<事業者選定結果報告書（案）配付>

事務局：事業者選定委員会では、2日間の現地調査を含め計8回の会合をもって、ひなぎく保育所の移管先事業者を選定していただいた。後日、選定委員会としての選定結果を事務局から市長へ報告させていただく。この報告書案には、事業者名や各委員の選定評価点数を入れる予定にしている。他に選定委員名簿、寝屋川市立保育所民営化に係る事業者選定委員会規則なども報告書に入れる予定にしている。以上。

委員長：ただいま、選定委員会の結果報告書の内容や添付書類について、事務局から説明があったが、何か意見はあるか。

<意見なし>

委員長：それではこの様式で、事業者名の入った選定評価結果を選定委員会の最終報告書とする。続いて次第5「その他」として、今後の事務の流れについて、事務局より説明をお願いする。

事務局：今後の流れは、選定委員会の選定結果をもとに、2月中に市が移管先事業者を決定する。決定した後、事業者とひなぎく保育所の保護者に対して、事業者決定のお知らせをする予定にしている。また、市ホームページにおいて移管先に決定した事業者名を公表する。公表する際には、委員の皆様にもお知らせする。選定委員の皆様には、選定委員会での決定後においても、市が決定し、公表するまでは口外しないようお願いしたい。移管先事業者が明らかになった後についても、応募書類には不開示情報となるものが含まれているので、他の人に伝えることのないようにしていただきたい。

委員長：ただ今事務局から説明があったように、委員の役目が終わった後においても、選定委員には守秘義務があるので、ご注意願う。他に何かご質問等はあるか。

<質問なし>

委員長：事業者選定委員会の次第と日程をすべて終了したので、これで閉会としたい。

最後に、事務局より挨拶があり、閉会となった。

以上